

第4次宇土市教育振興基本計画

令和6年度から令和10年度まで

【概要版】

計画策定の趣旨と背景

◆策定の趣旨

本計画は、第3次計画期間が終了することに伴い策定するものであり、これまでの成果と課題を検証し、人口減少と高齢化の進展、技術革新などの進展、持続可能な社会づくりの推進、子どもの貧困や虐待など様々な社会問題、社会経済情勢の急激な変化など、時代背景を踏まえ、本市における今後5年間の教育の基本的な方向性を定めるものです。

計画の範囲・期間

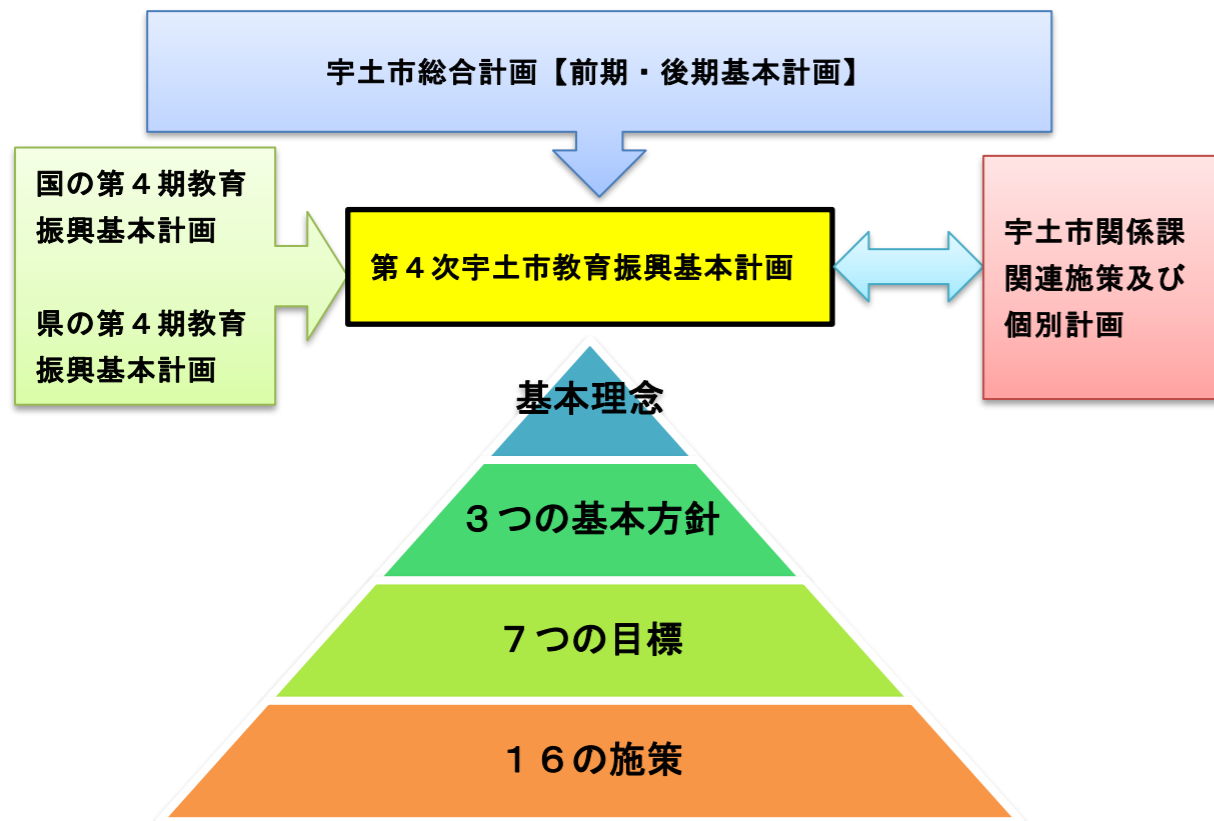
◆範囲

就学前教育、学校教育、社会教育、文化、文化財保護、生涯スポーツなど教育に関する全分野を対象とします。

◆期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。
教育を取り巻く環境の変化に適切に対応していくため、国や県の動向を注視し、的確な対応を図るとともに、本市の実情を勘案しながら、本計画に掲げる事業内容についても必要に応じ見直しを行います。

計画体系図



宇土市教育立市プランⅣ

— 第4次宇土市教育振興基本計画【概要版】 —

発行者 宇土市教育委員会 熊本県宇土市浦田町51番地
TEL0964-22-6500 FAX0964-23-1002
E-mail gakumu02@city.uto.lg.jp

【基本理念】

郷土を愛し、学びあい、つながり合う、 未来をになう人づくり

本計画においては、「郷土への誇りを育む教育」を最も大切にし、計画を推進します。
宇土市の子どもたちが、自分が育った地域や学んだ学校に誇りを持ち、自分を育ててくれた家族、地域、学校に対する感謝の気持ちを持つ子どもたちを育てることが重要です。
地域を知り、地域に学ぶこと、そして先人の知恵や業績、地域に受け継がれた産業、文化・芸術や歴史、文化財などについての理解を広げるとともに、地域の行事や祭などへの参加を通して「郷土宇土への誇り」が醸成することを目的し、上記の基本理念を掲げ、本市の教育政策を展開します。

【基本方針】

- 基本理念達成のために、次の3つを基本方針とし、具体的な施策を推進します。
- 1 響育⇒自ら学び、考え、行動できる子どもを育む 教学相長の響育**
学校における教育と地域や家庭の支えで子どもたちの「生きる力」を育む教育を目指します。
 - 2 郷育⇒郷土を愛し、生涯健やかに学び続ける人を育む 温故知新の郷育**
人やまちが生涯にわたって輝き続けることができるような教育を目指します。
 - 3 協育⇒学校・家庭・地域が連携し、まちを支え、人を育む和衷協同の協育**
学校、家庭、地域が協働し、互いに連携した体制をとることで、子どもから高齢者までいきいきと暮らすことができるような活力のある社会を目指します。
- 教学相長（きょうがくそうちょう）…相互に刺激を与え合い、成長することをいう。それによって自分の学問が進歩すること。
温故知新（おんこちしん）…昔のことを究め、また古い事柄を復習しながら、新しい知識や道理を見つけること。
和衷協同（わちゅうきょうどう）…心を同じにしてともに力を合わせることを。

宇土市教育立市プランⅣ

【基本理念】

郷土を愛し、学びあい、つながり合う、

—第4次宇土市教育振興基本計画—

未来をになう人づくり

7つの目標

1 持続可能な社会の担い手として、未来を拓く子どもたちの育成

① 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

- (1) 小中一貫教育（小中の連携教育）の実施
- (2) 学力調査の分析と活用
- (3) 複数指導の充実
- (4) 小・中学校におけるキャリア教育の推進
- (5) 幼保小中の連携強化
- (6) 小規模特認校制度による特色ある教育の実践

② グローバル社会における人材育成

- (1) 国際交流の推進
- (2) 英語検定チャレンジ事業の実施

③ 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

- (1) 環境学習の推進
- (2) 防災教育の実施

④ 危機管理能力の育成

- (1) 緊急時の対応能力の育成
- (2) 「J-アラート（全国瞬時警報システム）」等、新たな危険対応に即した訓練の実施

2 多様なニーズに応じた質の高い学びの確保

① 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂（ほうせつ）

- (1) 就学時健康診断の充実
- (2) 特別支援教育アドバイザーの配置
- (3) インクルーシブ教育の推進
- (4) 幼児教育の推進
- (5) 外国にルーツを持つ子どもへの支援
- (6) 教育支援センターなどの充実
- (7) スクールソーシャルワーカーなどの配置推進に関する検討
- (8) 循環型社会や多様化社会への対応

② 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保

- (1) 就学支援の充実
- (2) 高等教育の支援
- (3) 小規模校への対応
- (4) 多子世帯への給食費支援

3 ICTの活用と安全・安心な教育環境の整備

① 教育DXの推進・デジタル人材の育成

- (1) ICT教育の推進
- (2) 情報モラル教育の推進
- (3) 学校活動でのICT利活用
- (4) ICTによる図書館機能の強化

② 安全・安心で質の高い教育環境の整備、児童生徒等の安全確保

- (1) 学校施設・整備の充実
- (2) 新たな給食センター施設の新設

4 教職員の資質向上と働き方改革の推進

① 学校における働き方改革の推進

- (1) 学校における勤務時間の把握
- (2) ICT等を活用した事務作業の負担軽減
- (3) 学校徴収金事務の効率化
- (4) 中学校における部活動改革の推進

② 指導体制、教育研究基盤の強化

- (1) 教育力向上指導員の派遣
- (2) 学校訪問指導の実施

5 豊かな心と健やかな体の育成

① 豊かな心の育成

- (1) 道徳教育の推進
- (2) 体験活動の充実
- (3) 人権教育の推進
- (4) 読書活動の推進
- (5) 歴史・文化学習などの推進
- (6) 文化活動への支援
- (7) 図書館サービスの充実・読書の推進
- (8) 市民会館の改修
- (9) 旧教育委員会庁舎の有効活用について

② 健やかな体の育成

- (1) 食物アレルギー対応の充実
- (2) 食育の推進
- (3) 歯科保健教室の実施
- (4) 部活動の地域移行に向けた取組
- (5) 体力診断テストの分析と活用
- (6) 地域スポーツの推進
- (7) 小中学校体育施設の開放
- (8) 地域に誇れる人材育成への支援
- (9) 行政と地域が一体となった健康づくり体制の構築
- (10) 安全・安心にスポーツができる環境の整備

6 生涯にわたる学び、活躍できる環境の推進

① 生涯学び、活躍できる環境整備

- (1) 各種講座の充実及び支援
- (2) 地域の人材発掘と活用や各種団体との連携強化
- (3) 市民に向けた積極的な公開・活用
- (4) 国指定史跡「轟貝塚」について

② 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

- (1) 公民館などの整備
- (2) 図書館運営
- (3) サードプレイスについて

7 地域との連携・協働

① 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

- (1) 子育て支援事業の推進
- (2) 幼稚園・小中学校におけるコミュニティ・スクールの実施
- (3) 学校・家庭及び地域・行政の連携
- (4) 地域学校協働活動の推進

② NPO・企業・地域団体等との連携・協働

- (1) 青少年の健全育成
- (2) 交通安全教育の実施
- (3) 通学路点検の実施



本計画では、基本理念とそれを実現するための3つの基本方針、7つの目標を掲げています。具体的な取り組み例に関しては本編に掲載しておりますのでぜひご覧ください。



本市では、次のような体制で、教育施策に取り組みます。

◇市長部局との連携

本計画の推進に当たっては、市長部局における関係行政機関と連携・協力しながら効果的な推進を図っていきます。

◇学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、子どもの健やかな成長、人づくりや地域づくりにつながるような取組を推進することが重要であることから、教育委員会では、各主体との連携・協力を進めながら本計画の推進を図ります。

【推進体制】

